

第33回青森県障がい者スポーツ大会実施要綱

1 目 的

県内の障がい者が各種競技を通じてスポーツに親しみ、競技力の向上を図り、協調精神を養い、相互の交流を深めるとともに、県民の障がい者に対する理解と認識の向上を図り、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 名 称

第33回青森県障がい者スポーツ大会兼「青の煌めきあおもり障スポ(第25回全国障害者スポーツ大会)」選考会

3 主 催(予定)

青森県・(一財)青森県身体障害者福祉協会・(一社)青森県手をつなぐ育成会・青森県精神保健福祉協会・(社福)青森県社会福祉協議会・(特非)青森県障害者スポーツ協会

4 主 管

青森県障がい者スポーツ大会実行委員会

5 競技運営主管団体(予定)

(一財)青森陸上競技協会・(一社)青森県水泳連盟・青森県アーチェリー協会・青森県卓球連盟・青森県障害者フライングディスク協会・青森県ボッチャ協会・青森県ボウリング連盟・青森県ソフトボール協会・青森県バレーボール協会

6 後 援(予定)

青森県市長会・青森県町村会・青森県教育委員会・青森県知的障害者福祉協会・青森県障害者スポーツ指導員会・青森県特別支援学校PTA連合会・(一社)青森県ろうあ協会・(公財)青森県スポーツ協会・NHK青森放送局・青森放送(株)・(株)青森テレビ・青森朝日放送(株)・(株)東奥日報社・(株)デーリー東北新聞社・(株)陸奥新報社・(株)エフエム青森・(株)朝日新聞社青森総局・(株)読売新聞青森支局・(株)毎日新聞青森支局(順不同)

7 協 力(予定)

PFI青い森スポーツパーク(株)・日本赤十字社青森県支部・青森県スポーツドクターの会・青森市陸上競技協会・東青地区青少年赤十字指導者協議会(順不同)

8 開催日程

実施競技	開催日時・会場名
開会式	令和7年 8月31日(日) 9:25~10:00 新青森県総合運動公園陸上競技場
陸 上 競 技	令和7年 8月31日(日)10:20~16:00 新青森県総合運動公園陸上競技場
フライングディスク	令和7年 8月31日(日)10:45~16:00 新青森県総合運動公園補助陸上競技場
アーチェリー	令和7年 9月 6日(土) 9:00~14:00 新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場
ソフトボール (団体競技)	令和7年 9月 7日(日)10:00~12:00 青森市屋内グラウンド
ボッチャ	令和7年 9月14日(日)10:00~15:30 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館体育館
ボウリング	令和7年 9月14日(日)10:00~14:00 アオモリボウル
水 泳	令和7年 9月28日(日) 10:00~16:00 新青森県総合運動公園50mプール
卓球	令和7年 9月28日(日) 9:30~16:00 新青森県総合運動公園サブアリーナ
バレーボール (団体競技)	令和7年 9月28日(日) 9:30~17:00 新青森県総合運動公園メインアリーナ

9 参加予定人員 合計1,150人

(1)競技参加者 850人(身体障がい者150人、知的障がい者580人、精神障がい者120人)

(2)役員・ボランティア等 300人

10 大会参加資格

本大会に出場できる者は、次の条件を満たす者とする。

(1)年齢は令和7年4月1日現在、12歳以上で県内在住者又は、県内の施設、学校等に入所、通所並びに通学する者。

(2)資格要件は次のとおりとする。

ア 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けているもの。

イ 知的障がい者は、厚生事務次官通知による愛護(療育)手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

ウ 精神障がい者は、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

(3)基礎疾患や持病をお持ちの場合は、医師などに参加の可否についてあらかじめ相談すること。

11 競技規則

原則として、「令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則」及び関係競技団体が制定した競技規則による。

12 競技種目及び障害区分

(1)競技種目及び障害区分は、別表「第33回青森県障がい者スポーツ大会競技・種目及び障害区分表」による。

(2)出場種目は1人1種目とする。

ただし、以下の場合は2種目の出場を可能とする。

・ソフトボール競技(団体競技)とその他の競技のうち1種目

(3)内部障がいを有する者については、他に障がいを有する場合であっても、内部障がいの参加可能競技を優先する。

13 競技方法

(1)原則として予選は行わず1回の決勝とする。

なお、身体障がい者の障害区分によっては、同区分の出場者が少ない場合、類似した障がい条件の者と競技することがある。

(2)競技用具は、原則として主催者が用意したものを使用する。

14 荒天時等の開催可否判断等について

大雨や強風等の荒天時他不測の事態が生じた場合等の開催可否の判断や競技日程の変更等については、「荒天時等対応要領」に基づき、実行委員会委員長が最終判断し決定する。

15 参加費

参加費は無料。

ただし、ボウリング競技のみ、ゲーム代を当日の受付で徴収する。詳細はボウリング競技実施要領のとおりとする。

16 参加申込

(1)参加を希望する者は、居住地の各市町村の障がい福祉主管課あてに、令和7年6月13日(金)まで申し込むものとする。また、申し込みの際は障害者手帳を呈示することとする。なお、施設、学校に入所・通所・通学している者については、原則として施設・学校において取りまとめの上、施設または学校の所在地の市町村

あてに申し込むものとする。

(2)ソフトボール競技及びバレーボール競技は、直接大会事務局に申し込むものとする。

ただし、ソフトボール競技は3地区(中央、西、東)の地区予選優勝チームのみ申し込みが出来る。また、地区予選は各地区において実施するものとする。

(3)競技参加者の決定は、主催者においてこれを行うものとする。

(4)申込み締切後及び大会当日の参加申込みは、競技進行上支障を来たすので、受け付けない。

17 表彰

表彰は、原則として競技終了後直ちに行う。

競技の部の各競技種目の組毎に、1位から3位までにはメダルを授与する。また、陸上・水泳はリレーに出場した選手のみメダルを授与する。

18 ゼッケン

ゼッケンは主催者が用意し、市町村障がい福祉主管課が申込者へ配布する(個人競技に限る)。

なお、配布方法については各市町村へ委任するものとする。

19 競技記録

競技記録は、実行委員会事務局において保存する。

20 全国障害者スポーツ大会への派遣選手の決定

(1)第25回全国障害者スポーツ大会(青森大会)への個人競技派遣選手は、この大会の競技記録等を参考にして決定する。

(2)荒天等により大会を中止した場合は、各市町村主管課及び関係団体の推薦等を勘案して、個人競技派遣選手を決定するものとする。

(3)フライングディスク競技・内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害を除く)の部、アーチェリー競技・知的障害の部は派遣対象外とする。

21 傷害保険の加入

各選手は健康・安全管理に十分配慮するものとし、参加選手の競技中の負傷にかかる傷害保険は主催者において加入する。

22 個人情報の取扱い

(1)大会プログラムに、競技運営上必要な氏名、障害区分、年齢区分、出場地区等の個人情報について掲載する。

(2)大会当日に報道機関が来場し、テレビや新聞等で報道される場合がある。また、主催者において、大会時に撮影した写真を障がい者スポーツ普及・発展のための広報に使用することがある。さらに、主催・後援団体等のホームページで公式記録を公表することがあるので、これらを了承の上申し込むこと。

(3)申込時に提出された書類については、プログラム作成(組合せ及び障害区分の適用)及び全国大会派遣事業にのみ使用し、その他では使用しないこととする。

23 その他

(1)各競技とも、身体障害者手帳を有する者は1部(39歳以下)と2部(40歳以上)に分け、愛護手帳を有する者については、少年(12歳以上20歳未満)、青年(20歳以上36歳未満)、壮年(36歳以上)に分けて競技するものとする。ただし、フライングディスク競技アキュラシー種目については、年齢区分・障害区分は設けないものとする。

(2)一部の競技・種目にチャレンジクラスを設ける(「チャレンジクラスの実施と参加について」参照)。

(3)競技服装については、各競技規則で特に定められている場合は、その服装で競技するよう努めること。

(4)競技会場への入退場の際は、すべて係員の指示に従うこと。

(5)練習は所定の場所で安全に注意し、係員の指示に従って行うこと。

(6)本大会の様子を写真や動画撮影し、個人の SNS 上に投稿する場合は次のことに注意して行ってください。
個人が特定されてしまうような写真・動画を投稿する場合には肖像権、プライバシー等の問題から原則当該個人の同意が必要です。

なお、個人によって SNS 上に投稿された本大会に関する投稿内容やこれに関わるトラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。

【大会実行委員会事務局】

青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館内

青森県障がい者スポーツ大会実行委員会

〒030-0122 青森市大字野尻字今田52-4

TEL:017-738-5033 FAX:017-738-0745

E-Mail:kenspo@nemunoki.jp

URL:<http://www.nemunoki.jp/>

青森県障がい者スポーツ大会 荒天時等対応要領

1 競技日程の変更について

大雨や強風等の荒天又はその他不測の事態が生じた影響により競技日程を変更する(中止を含む。)必要がある場合及びそのおそれのある場合の対応については、以下の方針に基づき取り進めることとする。

(1)変更を検討する条件

変更を検討する条件は、以下のいずれかに該当する場合又は該当する事案が発生するおそれがある場合とする。

- ①大雨・強風等により競技施設を競技可能な状態に保てない場合。
- ②競技運営に必要な人員が集合できない場合。
- ③選手が会場に集合できない場合。
- ④災害対策等で競技会開催に必要な対応ができない場合。
- ⑤県内の広範囲に及ぶ大規模な災害が発生した場合又は社会的に大きな事件等が発生した場合。
- ⑥高温・多湿等により熱中症リスクが高い場合。

(2)変更の基本方針

- ①競技会実施日の移動は不可とする。
- ②各競技日程(開始・終了時刻、試合数、競技会場等)を変更することは可とする。

(3)変更のパターン

原則として以下の①～③の変更とする。

- ①競技開始時刻を遅らせる又は競技開始時刻を前倒しする(天候が回復するのを待って競技を実施する場合や台風接近前に競技を実施する場合等。ただし、全種目又は全試合消化できないまま、競技会を終える場合も含む。)
- ②競技日程・競技種目の一部を中止する。
- ③全日程を中止する(台風接近等により競技開始前に競技施設を撤去し、再設営ができない場合、環境省発表の日最高暑さ指数(予測値)が「運動は原則中止」とされる31以上となった場合等)。

2 変更の決定手順

(1)各競技会実施日の前日までに変更を決定する場合

天候、交通機関の状況等を勘案し、当該競技運営主管団体、実行委員会事務局及び県において協議を行い、対応案を作成し、その内容を踏まえ実行委員会委員長が変更を決定する。

(2)各競技会実施日の当日に変更を決定する場合

各競技会実施日当日の天候、交通機関の状況等を勘案し、当該競技運営主管団体及び実行委員会事務局において協議を行い、実行委員会委員長が変更を決定する。

3 開催可否の周知方法

(1)各競技会開催の可否については、前日の午後6時までに青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館ホームページに掲載する。

(2)突発的な災害等が発生した場合など、開催方針に変更があった場合には、競技会当日の午前6時までに同ホームページに掲載する。

第33回青森県障がい者スポーツ大会 チャレンジクラスの実施と参加について

1. 目的

ジュニア育成の観点からチャレンジクラスを設け、大会参加を促進し、本大会に慣れ親しむことを目的とする。

2. 参加対象

青森県内に住所を有する又は、青森県内の施設、学校等に入所、通所並びに通学する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和7年4月1日現在満10歳～11歳で、身体障害者手帳を所持する者

イ 令和7年4月1日現在満10歳～11歳で、原則として愛護手帳を所持する者

3. 出場可能競技・種目

陸上競技 車いす 30m 走

立位 30m 走

立位 50m 走

4. 申込方法

大会実施要綱「16. 参加申込」のとおり

5. その他

ア 招集、服装、競技方法、用具については、陸上競技実施要領のとおりとする。

イ 表彰・順位付けは行わないこととする。

ウ 出場者全員に参加賞が与えられる。